



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

目次 (*については県法規集掲載事項)

- 規則
 - *31 通訳案内業法施行細則を廃止する規則 (観光交流課)
- 教育委員会規則
 - *10 和歌山県教育庁組織規則の一部を改正する規則
- 告示
 - 509 障害者の雇用の促進等に関する法律の規定による業務を行う者の指定 (雇用推進課)
- 人事委員会告示
 - 5 選考職種の採用資格要件の一部改正
- 県議会に関する事項
 - 和歌山県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行に関する和歌山県議会規程
 - 和歌山県議会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する和歌山県議会規程の一部を改正する規程
- 諸報
 - 県営住宅等の管理の特例に係る公告 (住宅環境課)

規 則

和歌山県規則第31号

通訳案内業法施行細則を廃止する規則を次のように定める。

平成18年3月31日

和歌山県知事 木村良樹

通訳案内業法施行細則を廃止する規則

通訳案内業法施行細則 (昭和25年和歌山県規則第52号) は、廃止する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第10号

和歌山県教育庁組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年3月31日

和歌山県教育委員会委員長 樫畑直尚

和歌山県教育庁組織規則の一部を改正する規則

和歌山県教育庁組織規則 (平成15年和歌山県教育委員会規則第14号) の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表給与課那賀分室の項中「岩出町」を「岩

出市」に、「那賀郡」を「岩出市」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項に規定するもののほか、次の表の左欄に掲げる課に同表の右欄に掲げる室を附置する。

総務課	施設整備室
小中学校課	市町村支援室

第3条中第7号を削り、第8号を第7号とし、同条第9号中「褒賞」を「褒章」に改め、同号を同条第8号とし、同条中第10号から第14号までを1号ずつ繰り上げ、第15号を削り、第16号を第14号とし、第17号から第40号までを2号ずつ繰り上げる。

第4条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 県及び市町村における小中学校事務 (給与及び旅費に係る事務に限る。) の共同化の推進に関すること。

第9条中第18号を第19号とし、第8号から第17号までを1号ずつ繰り下げ、同条第7号中「大学入学資格認定試験」を「高等学校卒業程度認定試験」に改め、同号を同条第8号とし、同条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 特別支援教育の推進に関すること。

第10条第13号及び第14号中「県立学校」を「県立中学校」に改め、同条に次の5号を加える。

(15) 市町村合併支援に関すること。

(16) 市町村教育委員会の組織及び運営についての指導及び助言に関すること。

(17) 義務教育の改革に関すること。

(18) 県及び市町村における小中学校事務の共同化の推進に関すること。

(19) 特別支援教育の推進に関すること。

第18条第5項中「規定は、室」の次に「及び課に附置する室 (以下「附置室」という。)」を、「、室長」の次に「及び附置室の室長」を、「副室長及び」の次に「附置室の副室長並びに」を加える。

第18条の2第1項中「第2条第2項」を「第2条第3項」に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第509号

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第33条に規定により、同法第34条の業務を行う者を次のとおり指定した。

平成18年3月31日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 氏名 社会福祉法人 太陽福祉会
- 2 住所 和歌山県日高郡美浜町和田1138
- 3 事務所の名称 紀中障害者就業・生活支援センター わーくねっと
- 4 事務所の所在地 和歌山県御坊市湯川町財部726-9
- 5 指定区域 有田市、湯浅町、広川町、有田川町、御坊市、美浜町、日高町、由良町、日高川町、印南町

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第5号

平成2年和歌山県人事委員会告示第2号(選考職種の採用資格要件)の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から施行する。

平成18年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 西浦昭人

第2項の表中青少年指導員の職の項を削る。

県議会に関する事項

和歌山県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行に関する和歌山県議会規程を次のように定める。

平成18年3月31日

和歌山県議会議長 吉井和視

和歌山県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行に関する和歌山県議会規程

(趣旨)

第1条 民間事業者等が、議会の所管する条例等に係る保存等を、電磁的記録により行う場合については、他の条例等に特別の定めがある場合を除くほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、和歌山県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成18年和歌山県条例第23号。以下「条例」という。)において使用する用語の例による。

(電磁的記録による保存)

第3条 条例第3条第1項の規程で定める保存は、別表の左欄に掲げる条例等の同表の右欄に掲げる規定に基づく書面の保存とする。

(電磁的記録による保存の方法)

第4条 民間事業者等が、条例第3条第1項の規定により別表の左欄に掲げる条例等の同表の右欄に掲げる書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

(1) 作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これに準じる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)をもって調製するファイルにより保存する方法

(2) 書面に記載されている事項をスキャナ(これに準じる画像読取装置を含む。)により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

2 民間事業者等が、前項の規定に基づく電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式でその使用に係る電子計算機その他の機器に表示及び書面を作成することができるための措置を講じなければならない。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

別表(第3条及び第4条関係)

条 例 等	規 定
和歌山県政務調査費の交付に関する規程(平成13年3月30日制定)	第7条

和歌山県議会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する和歌山県議会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成18年3月31日

和歌山県議会議長 吉井和視

和歌山県議会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する和歌山県議会規程の一部を改正する規程

和歌山県議会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する和歌山県議会規程の一部を次のように改正する。

本則中「第28号。以下「利用に関する規則」という。」を「第28号」に改め、本則後段を削る。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

諸 報

公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）第47条第2項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成18年3月31日

和歌山県住宅供給公社理事長 木村良樹

- 1 和歌山県に代わって県営住宅及び共同施設（以下「県営住宅等」という。）の管理を行う者

和歌山県住宅供給公社

- 2 1で定める者が管理を行う県営住宅等

和歌山県営住宅条例（平成9年和歌山県条例第42号）別表に掲げる県営住宅等のうち和歌山市、海南市、岩出市及び紀美野町の区域に存する団地並びに長山団地

- 3 1で定める者が行う県営住宅等の管理の内容

(1) 法第3章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関するものを除く。）に基づいて県営住宅等の管理を行うこと。

(2) 県営住宅等の整備及び改修に関する業務、その他(1)に付随する業務を行うこと。

- 4 1で定める者が県営住宅等の管理を行う期間

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで